主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人本田洋司の上告理由について

原審が適法に確定した事実関係のもとにおいて、上告人の使用人Dに重大な過失があつたとした原審の認定判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。所論引用の各判例は、いずれも事案を異にし、本件に適切でない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 横
 井
 大
 三

 裁判官
 環
 昌

 裁判官
 伊
 藤
 正
 己